

入所申し込みのご案内

小規模特別養護老人ホーム だいたい村
施設長 鈴木大地

この度は、小規模特別養護老人ホーム だいたい村へ入所のご希望を頂きありがとうございます。

入所の手順といたしまして、まずだいたい村の理念をご理解いただくためにも、ご見学を必ずお願いしております。下記の書類をできる限り詳しくご記入の上、ご提出下さい。

《入所申し込み書類》

- ①だいたい村入所申込書
- ②状況調査表（裏面あり） その他特記事項を詳しくご記入ください。
- ③介護保険証のコピー

その後、入所判定委員会での協議の結果を送付させていただきます。ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

*確認事項

- ・入所対象者
 - ①長久手町の方
 - ②要介護認定が要介護 1～5 の方
 - ③寝たきりや認知症で常に介護が必要な方
 - ④自宅での生活（介護）が困難な方
- ・だいたい村に入所の際は、現住所が下記に変更になります。

〒480-1102

長久手町大字前熊字下田155 だいたい村

Tel0561-63-3400 Fax0561-76-3407

＜入所担当者＞ 平田 良子 柴原 里織

小規模特別養護老人ホーム だいたいい村 入所申込書

平成 年 月 日

小規模特別養護老人ホーム 施設長様

私は、小規模特別養護老人ホームたる貴施設への入所を希望しますので、ここに申込みをいたします。

なお、入所のための待機中に、貴施設以外の施設に入所が決定した場合、また要介護度や連絡先、介護の状況等について変更がありました場合は、速やかに貴施設に連絡いたします。

入所希望者	ふりがな		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和					
	氏名					年	月	日			
	住所	〒				電話番号 () -					
身元引受人	ふりがな		性別	男・女	続柄						
	氏名					年	月	日			
	住所	〒				電話番号 () -					
介護保険者				被保険者番号							
要介護度		1・2・3・4・5・申請中		認定有効期間		平成	年	月	日		
ケアマネジャー		事業所名		連絡先 ()		-					
入所の希望時期・理由	時期	特になし・早急 (平成 年 月頃、理由：)									
	申込予定	貴施設のみ・他所にも申込 (ヶ所)									
	<p>*該当する項目すべてにしるしをご記入ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 1、施設入所により安心した生活を送りたい</p> <p><input type="checkbox"/> 2、寝たきりなどにより、食事・排泄・入浴等の日常生活全般に介護が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3、認知症などにより常時の見守り、介護が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4、施設や病院などから退所を求められているが、自宅での介護が困難</p> <p><input type="checkbox"/> 5、介護者がいない、介護者が入院等で介護できない</p> <p><input type="checkbox"/> 6、介護者が、高齢・疾病・育児・就労・別居等のため、介護が困難</p> <p><input type="checkbox"/> 7、利用したい在宅サービスが充分でない (夜間訪問介護など)</p> <p><input type="checkbox"/> 8、その他の理由 ()</p>										
同意及び説明確認欄	<p>入所希望者、介護者を円滑に支援するために、市町村・ケアマネジャー等に、この申込内容を情報提供することに同意します。</p> <p>また、入所申込みから入所契約までの手続き及び入所順位の決定方法について、施設から説明を受けました。</p> <p>平成 年 月 日 入所申込者又は申込代理者氏名 印</p>										

事務処理欄

整理番号

受付日：平成 年 月 日	受付者：
受付方法：来所 ・ 郵送 ・ その他 ()	見学日：平成 年 月 日
審査日：平成 年 月 日	審査結果： A ・ B ・ C

入居希望の皆様へ

小規模特別養護老人ホームだいたい村の入居をご検討いただきありがとうございます。特別養護老人ホームには法人や施設により理念やケア方針に違いがあります。入居時によくあるご質問を掲示させていただきますのでご一読ください。なお以下の内容をご理解ご同意の上、入居申し込みの手続きをお願い致します。

質問	解答
希望すれば誰でも申し込みできますか。	要介護認定の要介護1～5の認定を受けている方。だいたい村は29人以下の地域密着型特養のため長久手市に住民票がある方となります。 *併設のショートステイ杜の宿は長久手市以外の方も利用できます。
部屋には何が備わっていますか。	お部屋は全室個室の1人部屋で、広さは8畳強ぐらいです。電動ベット・ナースコール・エアコン・電気が備え付けてあります。それ以外は使い慣れた家具等をお持ちいただき住みやすい部屋づくりをお願いします。*カーテン・じゅうたんなどは必ず防災の物をご用意ください。
入居した場合に住所はどうなりますか。	現在は制度により、入居後にだいたい村の住所に変更が必要です。本人宛の郵便物は事務所にしてお預かりし、面会時に身元引受人へお渡ししています。
主治医はどうなりますか。	基本的には嘱託医の長久手内科胃腸科今田朗先生へ変更をお願いしています。週1回程度往診があり、夜間などの緊急時も連絡し相談できる体制です。
今までの主治医を継続することができますか。	出来る限り対応したいと考えていますのでご相談ください。その場合はご家族に受診の付添いや薬の分包のご協力など、ご家族の支援が必要になります。
利用料金はどれくらいですか。	本人の介護度や負担限度額認定の有無により細かく分かれています。別途料金表をご参考ください。現在は、紙おむつの費用は基本料金に含まれています。制度改定等により変更がある場合はそれに準じます。

<p>利用料金の支払い方法を教えてください。</p>	<p>入居時に中京銀行長久手支店にて本人名義の口座開設をお願いします。その口座に年金の振込先を変更していただき、月々の利用料を引落としします。開設した通帳につきましては運営上施設にて通帳をお預かりさせていただきます。＊通帳の内容を確認していただくため2ヶ月に1回通帳のコピーを利用料の請求書に同封します。申し出があればいつでも通帳の開示を行います。</p>
<p>施設に預ける書類はありますか。</p>	<p>本人の暮らしの継続に必要な書類（介護保険証・医療保険証・身体障害者手帳・負担限度額認定証・中京銀行長久手支店の通帳・通帳の銀行印・年金証書等）を施設にてお預かりします。＊大切な物をお預かりするため預り証を発行いたします。</p>
<p>入所時に必要なお金はありますか。</p>	<p>一時預かり金が必要な場合があります。本人の年金収入により異なり、0円～多い方で70万円です。＊退居の際は一時預り金は全額返金させていただきます。なお、入居中に使用した金額、お預かりした期間の金利及び振込みに必要な手数料は除きます。</p>
<p>事務管理費とはなんですか。</p>	<p>お預かりしている書類等の管理や医療費等の支払い代行に関わる費用です。（事務管理費1ヶ月1,500円）</p>
<p>面会において時間や回数の制限はありますか。</p>	<p>面会時間は定めていません。20時から翌朝8時までは防犯のため玄関を施錠しておりますので、チャイムを押してください。回数の制限はありませんが、少しでも入居者が不安にならないよう面会に来ていただきたいと考えています。なお現在は毎日来ているご家族もいます。</p>
<p>外出・外泊はできますか。</p>	<p>職員に申し出ていただければいつでも可能です。本人の居室に泊まっていただくことも可能です。＊宿泊代はかかりません。（無料露天風呂もあります）食事をする場合は食事代をいただいています。近くにござらっせ温泉やあぐりん村もありますのでご利用ください。</p>
<p>身体状況が変わっても入居が継続できますか。</p>	<p>状態が大きく変化し看護師しか行えない医療行為等が必要になった場合、状況により対応が難しいことがあります。個々のケースにより異なるため本人及びご家族と相談しながら検討させていただきます。</p>

家族の役割はありますか。

国で定められた職員をを配置していますが、個々の暮らし支えるという考えからすると制度には限界があります。ご家族にもご協力いただきながら共に支えていきたいと考えています。

*だいた

い村からのお願いごと。①
愛着のある家具を持ってくることで、住み慣れた家やお部屋が再現できるように、引っ越しや部屋づくりは本人とご家族でお願いします。

②引っ越しの日は、本人の不安を和らげるために、ご家族にも同じお部屋に泊っていただきます。

③お部屋の掃除や整理整頓、衣類の衣替えはご家族でお願いします。

④本人の誕生日には会いに来る・手紙を書く等でお祝いできるようにお願いします。

⑤
お正月やお盆の時期には訪れるようにお願いします。

⑥年に数回、家族顔合わせ会やお祭り等の行事をご案内しますので参加をお願いします。